

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【公開番号】特開2011-101327(P2011-101327A)

【公開日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2009-256545(P2009-256545)

【国際特許分類】

H 01 P 3/02 (2006.01)

H 01 B 11/00 (2006.01)

H 01 P 5/02 (2006.01)

【F I】

H 01 P	3/02	
H 01 B	11/00	G
H 01 P	5/02	6 0 3 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

誘電体の中に導体箔の信号線及びGNDが形成されて筐体に設置された場合に静電結合の影響を受ける信号伝送路であって、

前記信号伝送路を前記筐体に設置した場合のアイパターにおける規定のマスクからのマージンが、前記信号伝送路の送信端と受信端の間で前記導体箔の形状を一定に構成した場合よりも大きくなるように前記導体箔の形状が構成されたことを特徴とする信号伝送路。

【請求項2】

前記信号伝送路における一部領域に対して特性インピーダンスを変化させるように前記導体箔の形状を構成したことを特徴とする請求項1に記載の信号伝送路。

【請求項3】

前記信号伝送路における一部領域とは、前記信号伝送路のGND又は導体との静電結合の強さにより定まる領域であることを特徴とする請求項2に記載の信号伝送路。

【請求項4】

フラット配線材による信号伝送路において導体幅を変化させることにより特性インピーダンスを変化させるように前記導体箔の形状を構成したことを特徴とする請求項1に記載の信号伝送路。

【請求項5】

前記フラット配線材は、巻き込み構造をとる機器の動きに応じて、配線材の距離が変化することを特徴とする請求項4に記載の信号伝送路。

【請求項6】

誘電体の中に導体箔の信号線及びGNDが形成されて筐体に設置された場合に静電結合の影響を受ける信号伝送路であって、

前記信号伝送路を前記筐体に設置した場合のアイパターにおける規定のマスクからのマージンが、前記信号伝送路の送信端と受信端の間で前記導体箔の間隔を一定に構成した

場合よりも大きくなるように前記導体箔の間隔を構成したことを特徴とする信号伝送路。

【請求項 7】

誘電体の中に導体箔の信号線及びGNDが形成されて筐体に設置された場合に静電結合の影響を受ける信号伝送路であって、

前記信号伝送路を前記筐体に設置した場合のアイパターにおける規定のマスクからのマージンが、前記信号伝送路の送信端と受信端の間で前記導体箔の誘電率を一定に構成した場合よりも大きくなるように前記送信端と受信端の間で誘電率が変化された導体箔を有することを特徴とする信号伝送路。

【請求項 8】

誘電体の中に導体箔の信号線及びGNDが形成されて筐体に設置された場合に静電結合の影響を受ける信号伝送路であって、

前記信号伝送路を前記筐体に設置した場合のアイパターにおける規定のマスクからのマージンが、前記信号伝送路の送信端と受信端の間で前記導体箔の厚みを一定に構成した場合よりも大きくなるように前記導体箔の厚みを構成したことを特徴とする信号伝送路。

【請求項 9】

前記アイパターにおける規定のマスクからのマージンは、信号波形のタイミング又は電圧のマージンであることを特徴とする請求項1乃至8の何れか1項に記載の信号伝送路。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明は、誘電体の中に導体箔の信号線及びGNDが形成されて筐体に設置された場合に静電結合の影響を受ける信号伝送路であって、

前記信号伝送路を前記筐体に設置した場合のアイパターにおける規定のマスクからのマージンが、前記信号伝送路の送信端と受信端の間で前記導体箔の形状を一定に構成した場合よりも大きくなるように前記導体箔の形状が構成されたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図17

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 17】

